

国内外強化合宿費用負担規程

改定 平成 30 年 5 月 24 日

(目的)

第 1 条 冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けて日本パラリンピック委員会（以下、JPC という）の選手強化事業を円滑に進めるため、国内外強化合宿参加にかかる合宿費用負担について以下の通り基準を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規定は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）に所属する加盟チーム全てに適用する。

(強化費)

第 3 条 指定強化選手（高校以上）、ジュニア指定強化選手（小・中学生）、強化スタッフが国内外強化合宿に参加する場合は、合宿に係る強化費用として助成を受けることができる。

(講習料)

第 4 条 指定強化選手、ジュニア指定強化選手が国内外強化合宿に参加し、JPC で定める基準額（2018.5 現時点では 30,000 円/日）以上の諸謝金が必要な外部コーチ、外部トレーナー等に指導して頂く場合は、次項で定める講習料を所属チームに納入しなければならない。講習料は外部コーチ、外部トレーナー等に支払う諸謝金の一部として充当する。

2 講習料は、所属チームの強化合宿開催要項の中で定める。

第 5 条 指定強化選手、ジュニア指定強化選手が、本協会の指定する大会、強化合宿に理由なく不参加、あるいは正当な理由なく本協会を退会した場合は、これまでに当該選手に助成してきた年度の強化費の全額あるいは一部を返還しなければならない。

(規格外事項)

第 6 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

平成 29 年 5 月 11 日 一部改定

平成 30 年 5 月 24 日 一部改定